

検討項目に対する対策案について

○無人時（開店時）の防火レベルの考え方について

○店舗等からの給油取扱所の視認性について

○店舗等と給油取扱所の距離や従業員が駆けつけるまでの時間及び距離について

○機器、看板等の配置について

○看板等の表示の内容やガイダンスの内容について

○駆けつけ給油に係る予防規程の記載事項について

○静電気帯電防止対策について



無人時(開店時)の防火レベルの考え方について

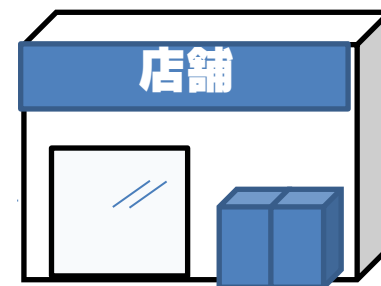
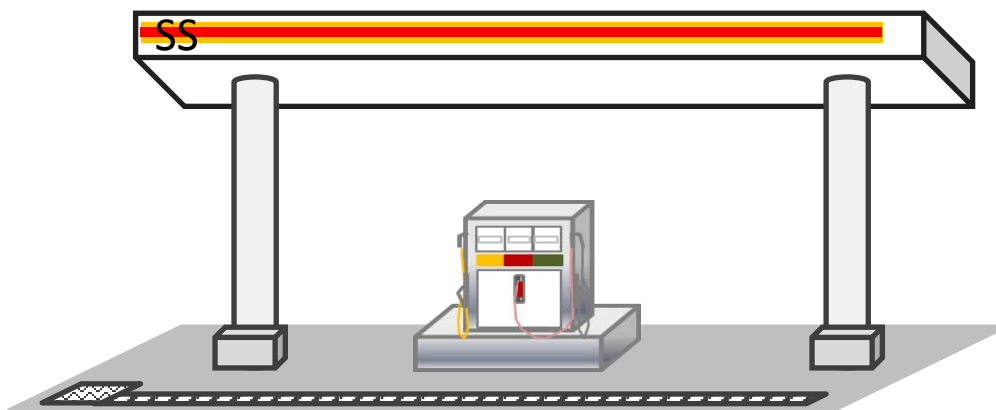
必要事項

無人時(開店時)の防火レベルを閉店時と同じレベルにする必要がある。

対策案

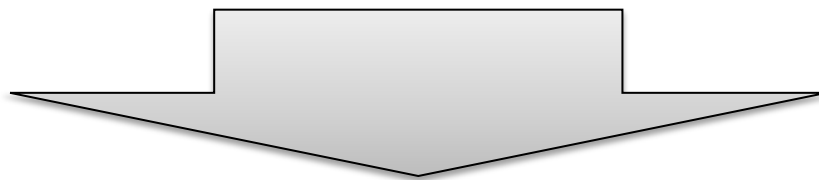
以下の要件を全て満たすこと。

- 給油ノズルをロックすること。
- 給油取扱所の事務所等を施錠すること。
- 固定給油設備の電源を落とすこと。又はPOS等で電氣的にロックすること。
- 店舗等から駆けつけられるようにすること。



【参考】開店状態（近隣店舗に従業員が常駐）と閉店状態との リスクの比較について

	開店状態 (近隣店舗に従業員が常駐)	閉店状態
不審者侵入(いたずらも含む。) 一般客の誤侵入	○ノズルロック ○事務所等の施錠 ○電源遮断又はPOS等による電 氣的ロック ○近隣店舗からのかけつけ	○ノズルロック ○事務所等の施錠 ○電源遮断 ○ロープ等による進入禁止
機器の不具合(漏えいを含む。) 自然災害	○電源遮断又はPOS等による電 氣的ロック ○近隣店舗からのかけつけ	○電源遮断



リスクへの対策は同程度と考えられる。



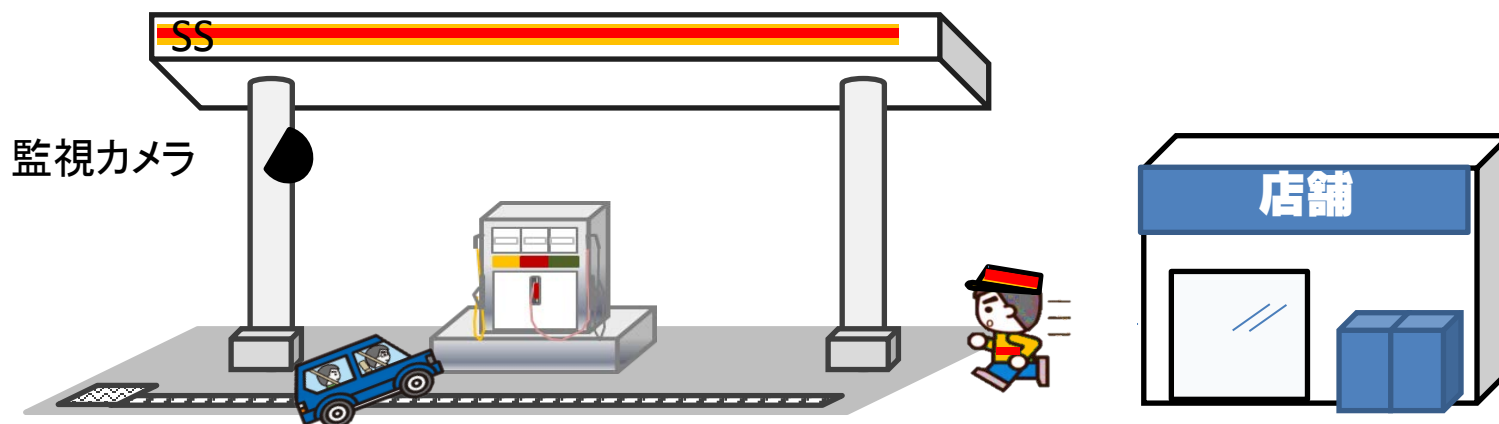
店舗等からの給油取扱所の視認性について

必要事項

ガソリンスタンドへのお客さんの来店、いたずら、事故等の発生を確認することが必要

対策案

	必要なもの	望ましいもの
店舗等から直視できる場合	特になし。 (直視によりいたずら等に気づいて駆けつけることが必要。)	センサー設置が望ましい。
店舗等から直視できない場合	人又は車に反応するセンサー等が必要。 (センサー等によりいたずら等に気づいて駆けつけることが必要。)	監視カメラ等の設置が望ましい。



【参考】人又は車に反応するセンサー

○人感センサー

本体価格:数万円程度

工事費:数十万円程度(有線の場合)



○車両検知センサー

本体価格:5～10万円程度

工事費:数十万円程度(有線の場合)



○画像解析システム

本体価格:20万円程度

工事費:数十万円程度(有線の場合)



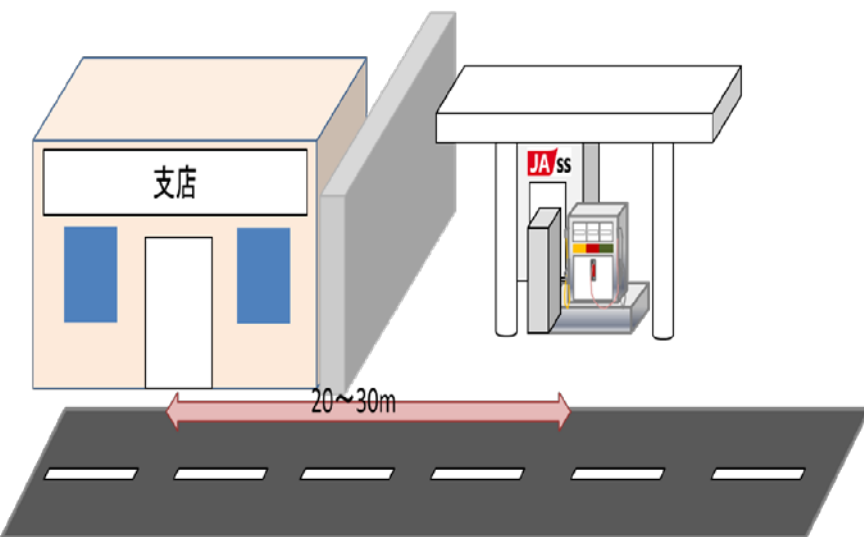
※写真はイメージです。 6



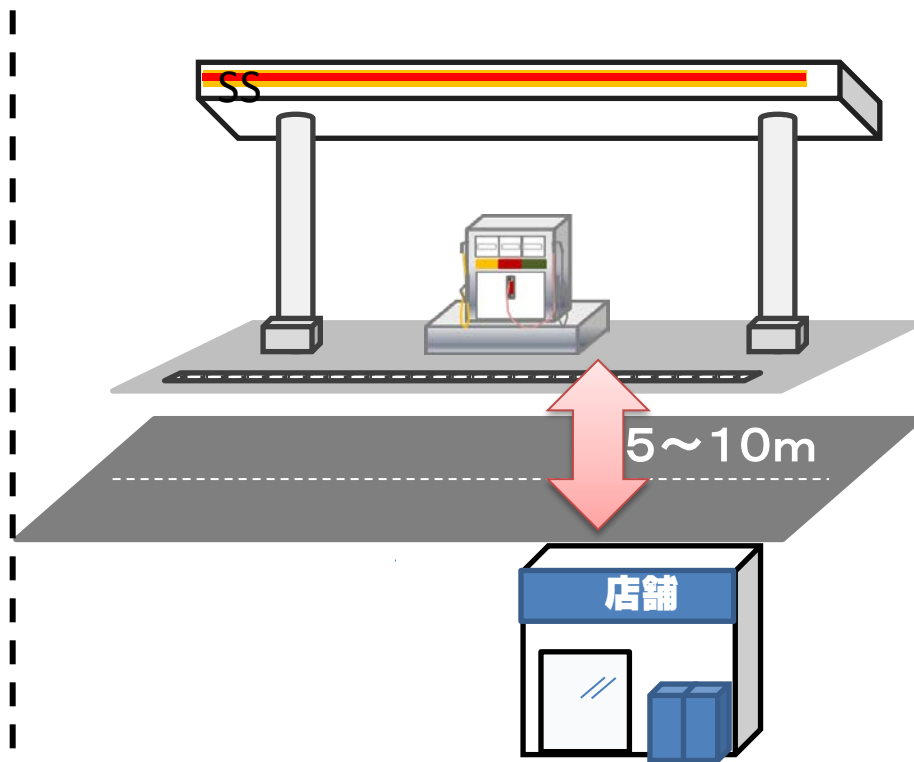
店舗等と給油取扱所の距離や 従業員が駆けつけるまでの時間及び距離について

必要事項

ガソリンスタンドに来たお客さんが不安に感じない時間に駆けつけることが必要
事故等があった場合に従業員が迅速に対応することが必要



全農資料より



全国石油商業組合連合会資料より

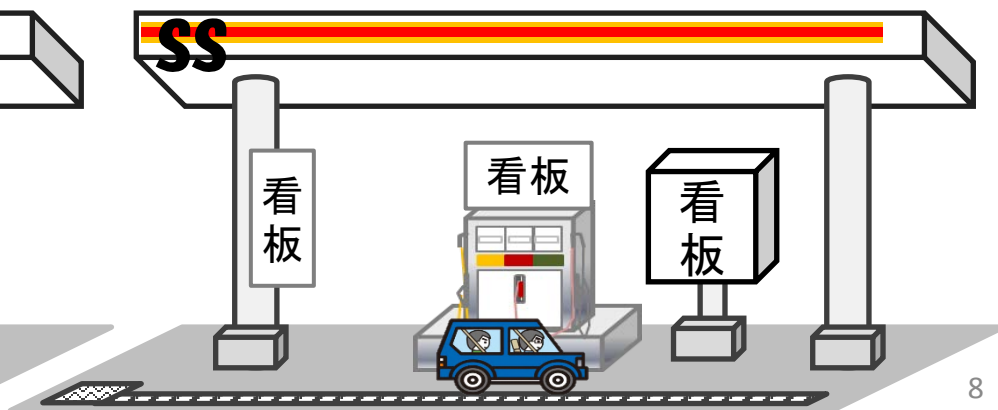
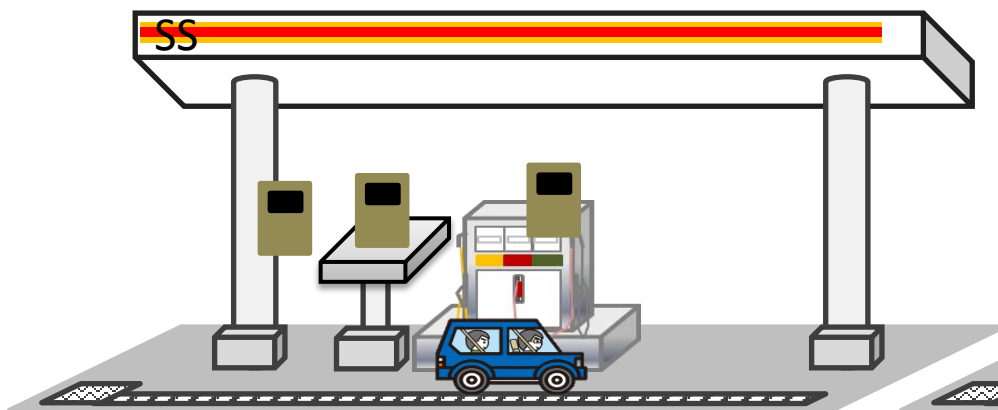


機器、看板等の配置について

必要事項

ガソリンスタンドに給油に来たお客さんが確実に気がつく場所に設置することが必要

	目的	設置位置の必要条件	設置位置案
双方向通信機能を有する設備	お客さんが従業員を呼び出し、通話すること。	○固定給油設備の前に立ったお客さんから見やすい位置に設置することが必要。 ○可燃性蒸気が滞留する場所に設置する場合は防爆機能を有するものとする必要がある。	○固定給油設備に設置 ○固定給油設備のそばの柱に設置 ○固定給油設備のそばに台を設置し、そこに固定して設置
看板等（床面表示を含む。）	お客さんが従業員を呼び出す必要があることを認識。	固定給油設備の前に立ったお客さんから見やすい位置に設置することが必要。	○固定給油設備のそばに設置。 ○道路から固定給油設備までの動線から見える床面に設置。





看板等の表示の内容やガイダンスの内容について

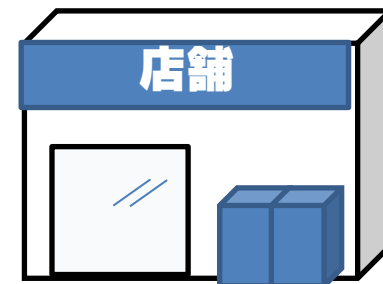
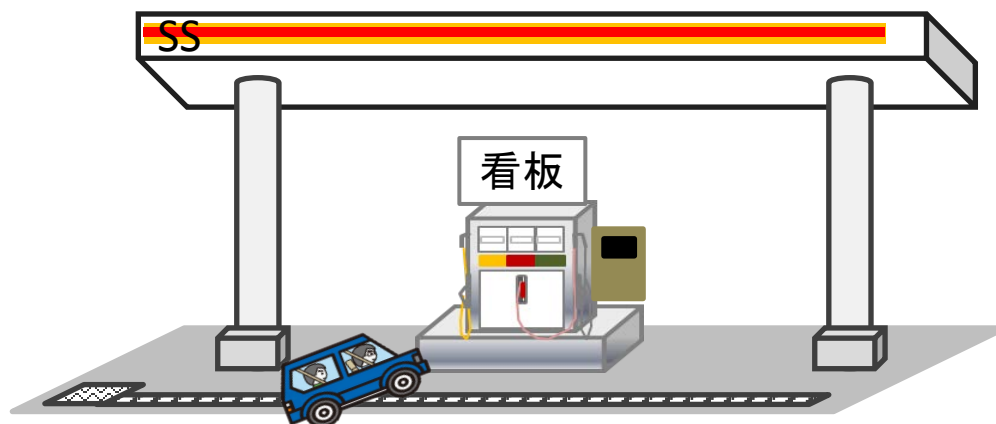
必要事項

ガソリンスタンドに来たお客さんが迷わずに従業員を呼び出すことが必要。

表示内容案

以下の内容を全て表示すること。

- 従業員を呼び出す必要があること。
- 従業員を呼び出す方法(センサー等で自動で呼び出される場合は不要)
- 従業員が常駐している場所と連絡先
- 緊急時の対応(連絡先等)
- 顧客が自ら給油をしてはいけないこと。



例 このボタンを押してください。隣の店舗から従業員が来ますので、そのまましばらくお待ちください。
緊急時は119番通報とともに〇〇-〇〇〇〇までご連絡ください。



駆けつけ給油に係る予防規程の記載事項について

必要事項

ソフト面での対策については予防規程に記載する必要がある。

対策案

「危険物施設の運転又は作業に関すること」として、下の事項を規定する。

- 駆けつけ時の手順（店舗の施錠等）
- 給油前の静電気除去の手順
- 給油後、お客さんが帰った後の対応

【参考】給油取扱所の予防規程に定めなければならない事項（危険物の規制に関する規則第60条の2第1項より抜粋）

- 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- 危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。
- 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること。
- 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。
- 危険物施設の運転又は操作に関すること。
- 危険物の取扱い作業の基準に関すること。
- 補修等の方法に関すること。
- 施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の管理等安全管理に関すること。
- 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。
- 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること。
- 危険物の保安に関する記録に関すること。
- 製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類及び図面の整備に関すること。
- ほか、危険物の保安に関し必要な事項



静電気帯電防止対策について

必要事項

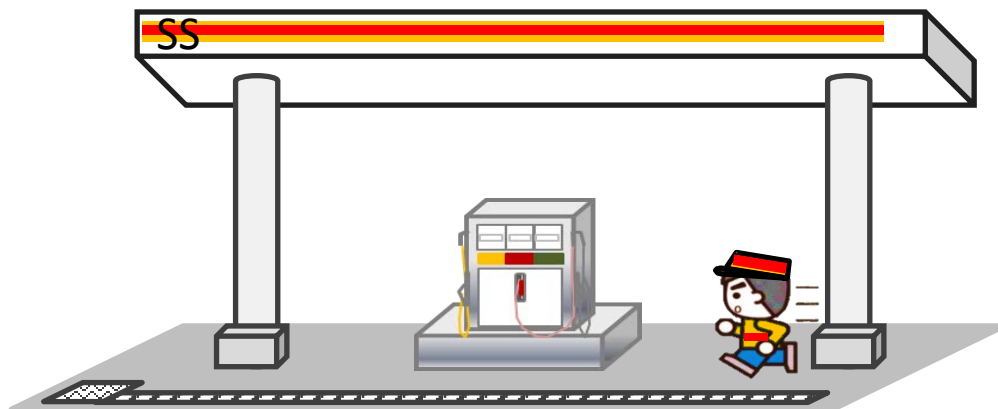
給油のために駆けつけてきた従業員が静電気を帯電していない状態で給油ノズルの操作を行うことが必要。

対策案

○静電気帯電防止服を着て静電気帯電防止靴を履いて勤務を行う。
(フルサービススタンドが一般的にラッチオープン機能を有するノズルを使用していることに鑑み、作業時の帯電に十分注意を払う必要がある。)

※ 静電気帯電防止作業服等の規定

事業者は、第280条及び第281条の箇所並びに第282条の場所（爆発の危険等がある場所）において作業を行うときは、当該作業に従事する労働者に静電気帯電防止作業服及び静電気帯電防止用作業靴を着用させる等労働者の身体、作業服等に帯電する静電気を除去するための措置を講じなければならない。（労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）第286条の2第1項）



【参考】一般的な静電気帯電防止対策

		使用場所例	例
静電気帯電防止作業服	作業服の静電気帯電に起因して発生する災害・障害を防止するため、生地に帯電防止繊維物を使用して縫製した静電気帯電防止作業服(JIS T 8118)	危険物を取り扱う事業所	
静電気帯電防止靴	作業着及び履物の静電気帯電が原因となって発生する災害及び障害を防止する目的で使用する静電気拡散性靴及び静電気導電性靴(JIS T 8103)	精密機械工場 溶剤を扱う事業所	

※ 帯電防止パッドでは、セルフサービススタンドのようにラッチオープン機能を有していないノズルの操作には有効であるが(給油終了時までノズルを握っている。)、ラッチオープン機能を有するノズルでは、着火危険性の低減効果が不確実である。